

## 全 部 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

- 1 申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### 損害項目

- ア 申立人所有のトラクター（整備形式 〇〇）の財物損害
  - イ 申立人所有のコンバイン（整備形式 〇〇）の財物損害
  - ウ 申立人所有の籾乾燥機（整備形式 〇〇）の財物損害
- 2 被申立人は、申立人に対して、前項の損害に係る和解金として
    - ア 申立人所有のトラクター（整備形式 〇〇）の財物損害  
金126万8029円
    - イ 申立人所有のコンバイン（整備形式 〇〇）の財物損害  
金55万3000円
    - ウ 申立人所有の籾乾燥機（整備形式 〇〇）の財物損害  
金162万9440円の合計金345万0469円の支払義務のあることを認める。
- 3 （支払方法 省略）
  - 4 申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
  - 5 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月31日